

市庁舎整備に関する調査特別委員会(第 27 回)

平成 26 年 6 月 5 日 (木) 14 : 00～

鳥取市役所 6 階 第 1 会議室

1 開 会

2 報告確認事項

(1) 前回委員会の確認について

- ① 本特別委員会の中間報告を含む調査研究の市民説明会は、8 月 21 日、23 日に開催する「議会報告会」の中で行うこととする。
- ② 報告内容は、中間報告及び議会報告会時点までの調査研究とする。
- ③ 本特別委員会の最終報告は 9 月定例会で行う。
- ④ 本特別委員会の市庁舎整備等の議論の進め方は、全体構想（素案）で示された 5 つの方針を一つずつ順次検討していくこととする。

(2) 出前説明会の概要について

3 協議事項

(1) 市庁舎整備について

ア 防災機能の強化について

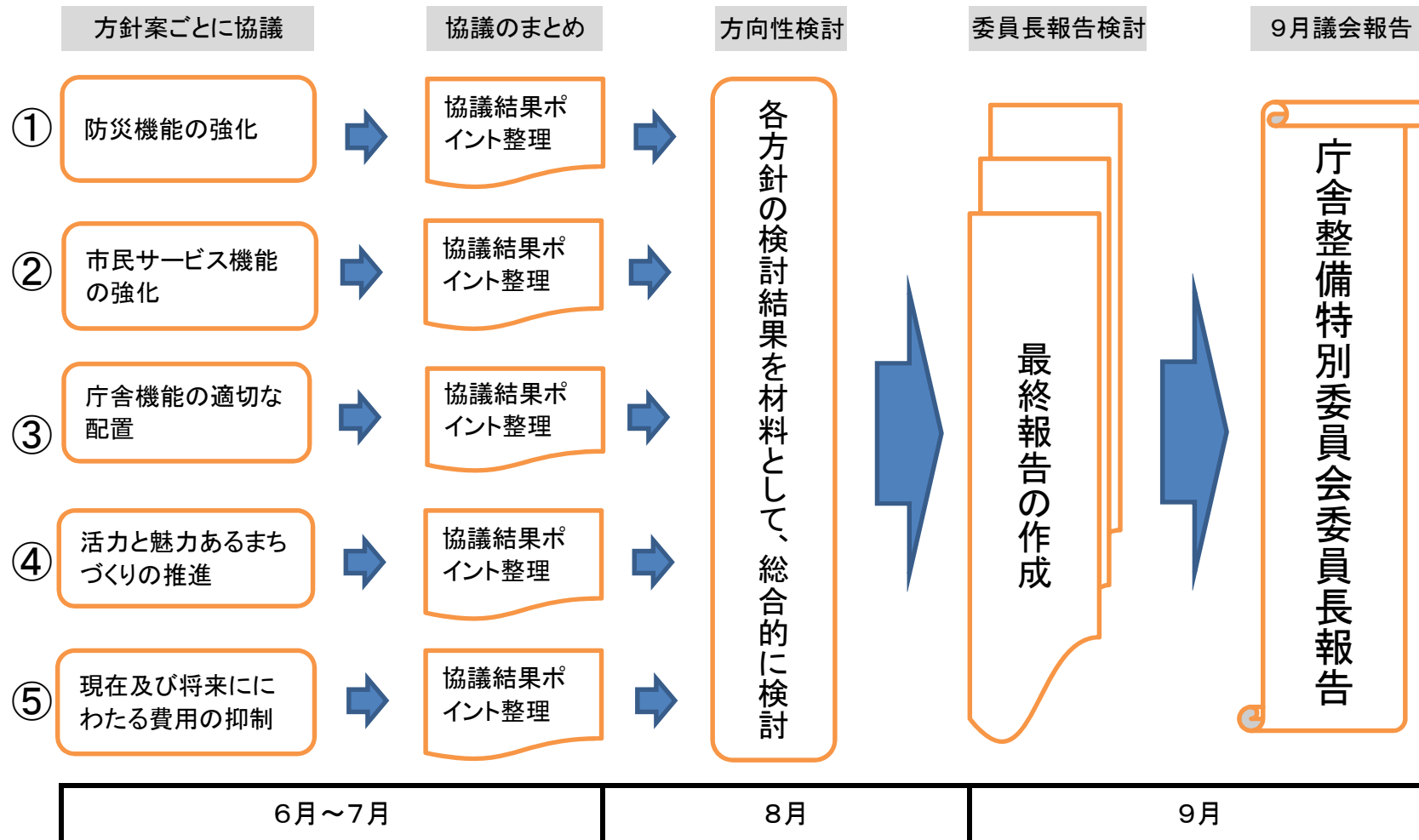
イ 市民サービス機能の強化について

(2) その他

4 その他

5 閉 会

検討スケジュールイメージ図



庁舎整備出前説明会 開催状況

1 開催状況

5月9日に呼びかけを始めてからこれまでに、地域団体、女性団体、学生など、5団体（延べ112人）に、出前説明会を開催しています。

参加された皆さんからは、防災、市民サービス、財政、まちづくり、現在の本庁舎が移転した場合の跡地利用など、様々な意見をいただきました。

このうち、6月1日に開催した鳥取大学地域学部学生と深澤市長の意見交換会の内容は、いなびりょんぴょんネットで特別番組として放送する予定です。

放送日時：6月6日（金）、7日（土）

9時半～、17時半～、22時半～（それぞれ1時間半程度）

2 経過など

庁舎整備に関する丁寧な説明や情報発信を行っていく取り組みの一環として、出前説明会を開催することとし、チラシなどにより、市民の皆さんに呼びかけを行っています。

（チラシの配置場所）

本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、各地区公民館、市公式ウェブサイトなど

（チラシの内容）

新築？
耐震改修？
将来どうなるの？

なんで進まないの？

庁舎整備
出前説明会 実施中！



庁舎整備は、正しい選択が必要です。
将来に禍根を残すことがあってはなりません。
私は、新築移転が正しい選択であると考えています。
深澤市長です！市民の皆さんに丁寧に、わかりやすく説明していきます。

町内会、団体、サークル、グループ…などなど、ご希望に応じて、説明に伺います。庁舎の見学会も行っています！
ぜひともご連絡ください！

■連絡先 〒680-8571 鳥取市尚徳町116
鳥取市総務部庁舎整備局
TEL:0857-20-3012 FAX:0857-20-3029
e-mail: choshaseibi@city.tottori.lg.jp

庁舎整備情報発信中！
WEBサイト FACEBOOK

※裏面もご覧ください。申込用にご利用いただくことができます。

出前説明会 申込用紙	
■ この用紙に必要事項をご記入いただき、庁舎整備局までFAXで送付ください。 ■ 電話やメールで申込みいただくこともできます。ご連絡いただく際に、この用紙に記載している項目をお知らせください。	
項目	ご記入欄
申 込 者	団 体 名
	住 所
	代 表 者 名 （担当者名）
	ご 連 絡 先 （電話番号）
実施形態（どちらかに✓）	☐ 出前説明会（会場は申込される団体でご準備ください） ☐ 庁舎見学会
参 加 予 定 人 数	名
希 望 日 時 （日祝調整の都合上、可能な限り希望日・希望時刻を記入してください。）	第1希望 平成 年 月 日 時 分から 時 分まで 会場
	第2希望 平成 年 月 日 時 分から 時 分まで 会場
	第3希望 平成 年 月 日 時 分から 時 分まで 会場
通 信 欄	（特に興味があること、内容についての希望などがありましたら、ご記入ください。）
✓ 鳥取市内の団体又はグループを対象としています。 ✓ 会場の手配は、申込者のご負担となります。また、場所は鳥取市内でお願いします。 ✓ 時間は、平日のおおむね1時間で設定してください。（土日祝日での実施についてはご相談ください。） ✓ 希望日の7日前までにお申し込みください。受付後、庁舎整備局から開催日を連絡させていただきます。（なお、ご希望に沿えないこともありますので、ご了承ください。） ✓ 翌利を目的とする場合は、受付できません。	
鳥取市総務部庁舎整備局 FAX:0857-20-3029	

「防災機能の強化」に関する 比較検討資料

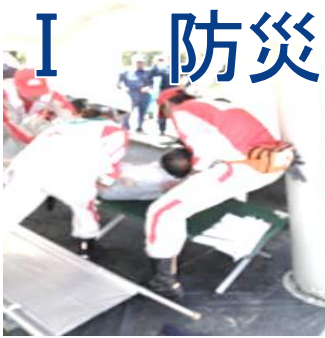
平成26年6月5日

市庁舎整備に関する調査特別委員会

目次

- I 防災機能の強化〔鳥取市庁舎整備全体構想（素案）5つの方針〕
- II 敷地の特性と比較
- III 防災機能強化の比較検討

I 防災機能の強化



市庁舎は、鳥取市の防災拠点となるべき施設です。

防災の拠点は、災害発生時こそ機能しなければなりません。そのためには、地震に強い建物であるだけでなく、常設の災害対策本部会議室、途絶えることのないライフライン設備、市民にしっかり情報を伝える通信設備、さらには屋外に十分な災害対策のための平面スペースが必要です。

これら市庁舎の防災機能の強化は、「市民の命とくらし」を守ることを最優先に新たな施設の整備で実現します。

1

災害応急対策業務等

発災期	災害拡大期	災害沈静期	復興期
災害対策本部の設置・運営			
情報収集			
救出・救助、医療救護			
避難誘導、避難所の設置・運営			
救護所の設置・運営			
広報			
派遣・応援要請			
輸送手段確保			
道路安全確保			
物資調達			
遺体処理、埋葬			
障害物除去、がれき処理			
ごみ処理			
し尿処理			
保健衛生、防疫			
応援職員受入			
ボランティア受入			
義援物資受入			
応急危険度判定			
応急仮設住宅			
応急教育			
被害家屋調査			

地震の場合

発災期：発生直後

災害拡大期：発生後1日間程度

災害鎮静期：1日後～1週間

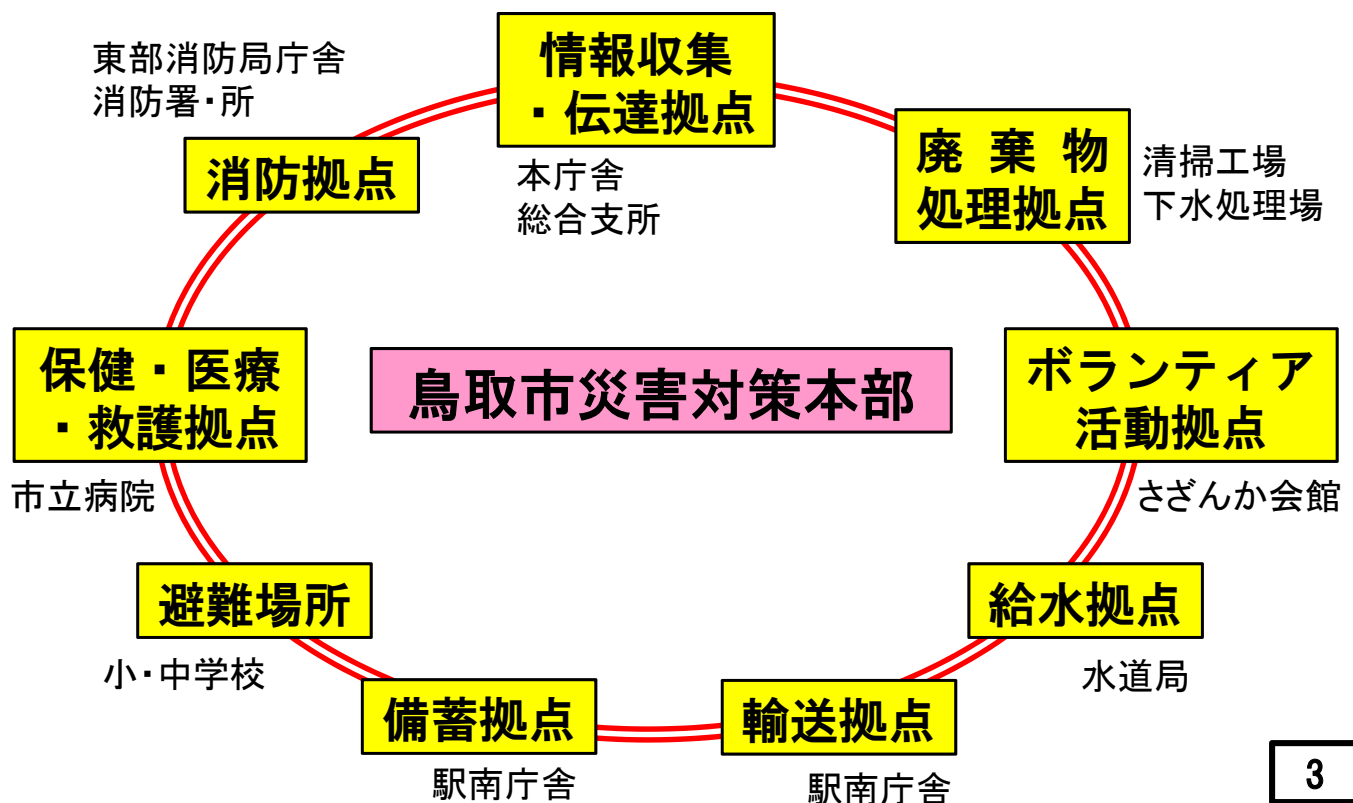
復旧期：1週間後～

災害発生から72時間が経過すると生存率が急激に低下

主となる班
統括班
情報連絡班
消防部、医療部
消防部、避難所班、教育部/管理班
保健救護班
広報班
総務班、保健救護班、水道部
車両班、輸送班
道路公園班、都市整備班
調達配給班
環境衛生班
都市整備班、道路公園班
環境衛生班
下水道管理班、環境衛生班
保健救護班、環境衛生班
総務班
市民参画班
調達配給班
建築住宅班
建築住宅班、避難所班
文教部（＝教育員会）
調達配給班・輸送班（＝市民課・税関係課）

2

防災拠点の連携イメージ（現状）



3

「防災機能の強化」：市庁舎整備全体構想（素案） 5つの方針

防災機能の現状と課題

①大規模な地震により、本庁舎・第2庁舎が倒壊又は崩壊の危険性があります

- ・本庁舎の甚大な被災による災害情報収集・伝達機能の損失
- ・庁舎内における市民及び職員等の被害

②本庁舎・第2庁舎と駅南庁舎との間の道路や通信・情報回線が寸断される可能性があります

- ・道路や電話回線の寸断により、本庁舎と駅南庁舎の不通
- ・本庁舎におけるインターネット、行政情報の基幹系システムの利用不能

③大型車両や特殊車両が駐車できるスペースが不足しています

- ・本庁舎における駐車スペースの不足
- ・駅南庁舎の立体駐車場には大型車両等の進入が不可能

④本庁舎・駅南庁舎の設備は、防災上不安があります

- ・本庁舎における自家発電装置の浸水被害
- ・駅南庁舎の地下備蓄倉庫では浸水被害やエレベータ停止時に搬出が困難

▶ 改善、強化が急がれる

4

防災機能のめざす姿

防災機能の強化のため、災害に強い建物構造やライフラインの途絶に対応できる設備、防災通信情報システムのさらなる充実と自動化に加え、次の施設を整備します。

①「災害対策本部会議室」

②「防災・災害備蓄倉庫」

③「多目的スペース」

④「駐車場」

特に、ライフラインにあっては、次の機能を確保します。

① 72時間以上の電力供給機能の確保

② 簡易トイレの備蓄を含めた給・排水機能の確保

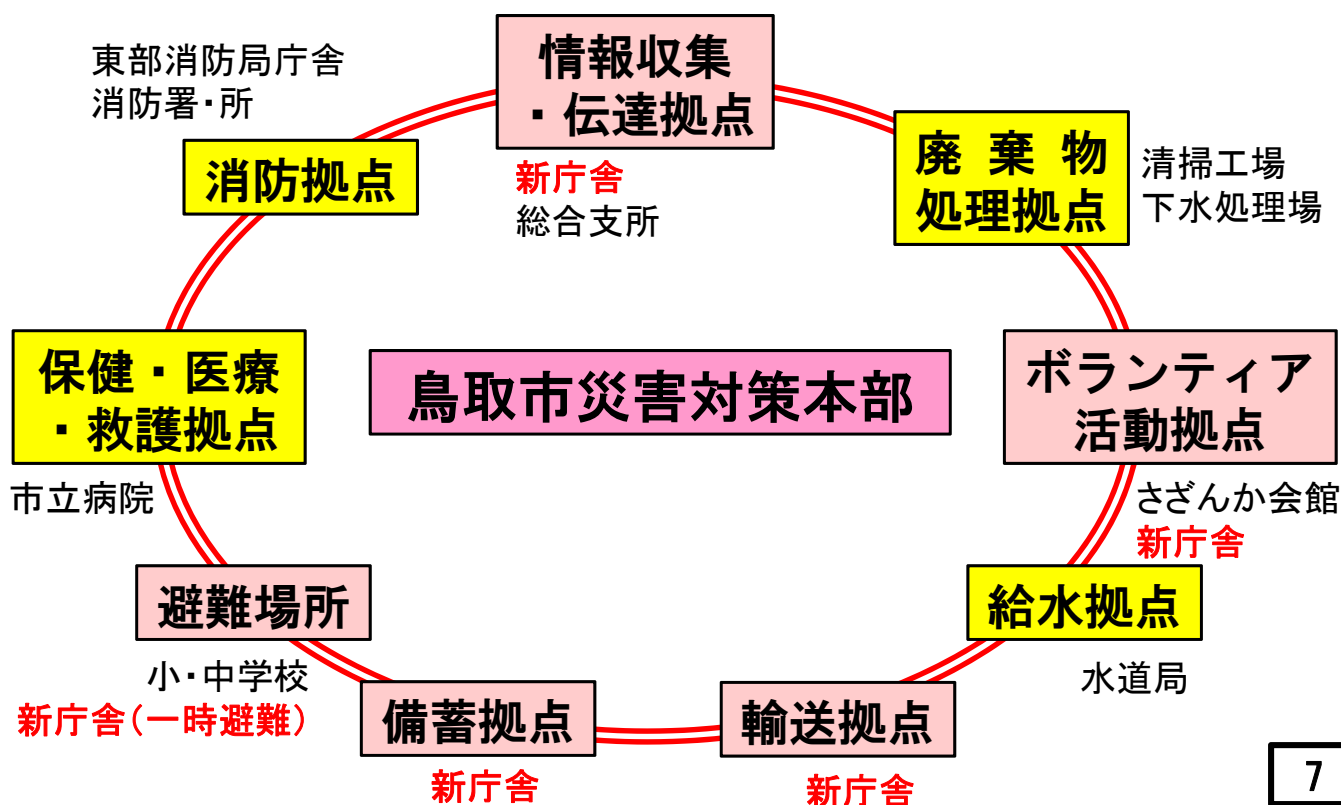
「防災機能強化の比較検討」

まず、防災拠点としての市庁舎に求められる機能とは

(災害に強い建物構造、防災通信情報システムの充実、ライフラインの確保など)

区分	内容
業務継続のための 庁舎機能の確保	● 耐震安全性の確保(構造体(I類)、建築非構造部材(A類)、建築設備(甲類)、地盤に対応した基礎工法、液状化を踏まえたライフラインに対する対策を検討) ● 基幹設備機能の確保(電力、通信・情報、給水、排水、空調、エレベーター等) ● 活動支援空間における機能確保 ● 火災被害、浸水被害の防止
情報発信機能	● 全国瞬時警報システム(J-ALERT:地域衛星通信ネットワーク)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net:緊急情報双方向通信システム)、鳥取県・鳥取市防災行政無線 ● 庁舎間や総合支所、関係機関を結ぶ防災情報システムの強化 ● 迅速な情報発信を可能にするシステムの整備 ● 安全性の確保 ● 災害時の復旧、保守体制の整備 ● 住民基本台帳等の行政情報、基幹系システム機能の保全
緊急物資集積機能	● 備蓄倉庫と十分な備蓄物資の確保(応急食料、生活物資、医薬品等) ● 緊急物資搬出入の容易性
多目的スペース	● 一時避難、救援活動、被災者相談窓口、ボランティアセンター ● 救援物資受け入れ拠点
消防、救急、他の 防災拠点との連携	● 他の災害対策拠点との連携と受け入れスペースの確保 ● 緊急車両対応スペースの確保 ● 各総合支所や駅南庁舎との連携

防災拠点の連携イメージ（めざす姿）



7

「防災機能の強化」:市庁舎整備全体構想(素案) 5つの方針

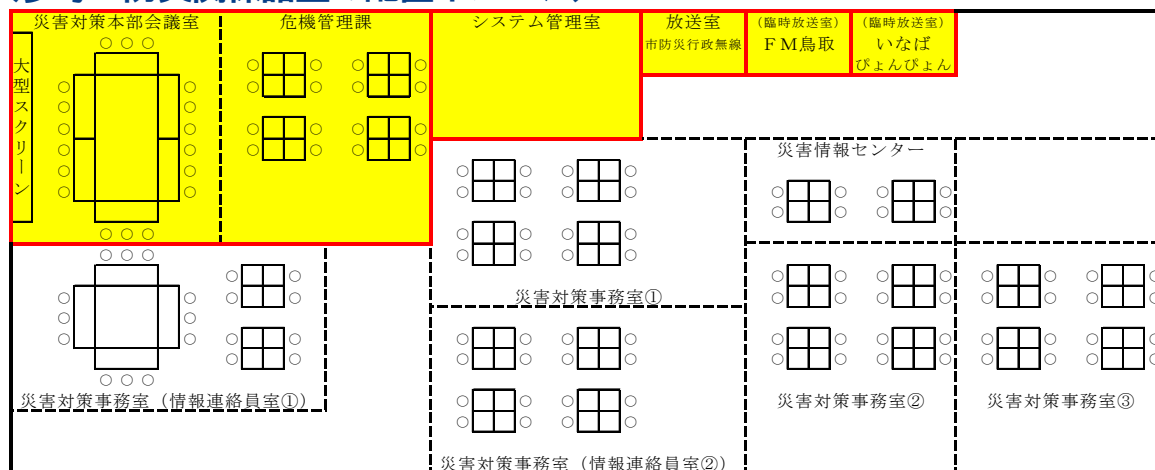
①「災害対策本部会議室」

災害対応に関わる要員が情報共有し、市民に情報発信

災害対策本部会議室 約100m²

防災情報システム管理室、防災行政無線室 約100m²

(参考：防災関係諸室の配置イメージ)



常設
 可動式間仕切り壁

※白部分は、会議室の効率的な配置により確保

8

②「防災・災害備蓄倉庫」

救援物資(乾パン、毛布等)などを安全に保管し、速やかに搬出

防災・災害備蓄倉庫 約300㎡

- ✓「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づく備蓄品、防災・水防資機材、新型インフルエンザに備えたマスク等を保管。
- ✓発災直後に、資機材や備蓄品を速やかに搬出・配布するための「プラットフォーム」や「エプロン」を有する構造が必要。
- ✓非常用の食料、飲料水、医薬品などを適切な温度管理のもとに保管できる空調設備が必要。

(参考：鳥取市連携備蓄品保管場所)

応急食料：駅南庁舎、各支所備蓄倉庫など

生活物資：上記のほか、小学校、公民館など

③「多目的スペース」

市民の一時避難や支援物資の受入れ、被災者の相談窓口等に活用

多目的スペース 約800㎡

- ✓発災直後には、市民の一時避難を受け入れるスペースであり、その後、災害時に派遣されてくる要員やボランティアの連絡指令本部、支援物資の受入れや中継・分配、被災に関する相談窓口などに活用できる屋内ホール
- ✓平常時は市民スペース(会議やイベント、パネル展示など)として活用

④「駐車場」

十分な平面を確保(約200台の駐車スペース)

- ✓災害対策本部に参集する職員、災害時に派遣されてくる要員の大型車両や特殊車両、多くのボランティアが駐車できる十分な平面を有する駐車場
- ✓緊急のヘリポートとして使用できる電線等の障害物のない地上スペースの確保

防災機能のめざす姿

▶ 防災機能の強化に必要な面積要件などのまとめ

〔防災機能の強化に必要な諸室〕

名称	面積	備考
災害対策本部会議室	約100m ²	常設の会議室(その他会議室は共用会議室で確保)
防災情報システム管理室、 防災行政無線室	約100m ²	放送室(防災行政無線、FM鳥取、いなばぴょん ぴょんネットなど)含む
防災・災害備蓄倉庫	約300m ²	食料は温度管理必要
多目的スペース	約800m ²	一時避難、ボランティア、支援物資などの受入れ (平常時は市民スペースとして活用)
合計	約1,300m ²	

〔防災機能の強化に必要な駐車台数〕

約200台(市災害対応車両、関係機関車両、ボランティア車両など)

11

Ⅱ 敷地の特性と比較

海拔、想定される最大震度、液状化のおそれ、津波、洪水など、防災上の観点では、それぞれの敷地に差はありません。

	旧市立病院跡地	現本庁舎敷地	(参考) 駅南庁舎敷地
敷地面積	13,877m ²	7,969m ²	5,781m ²
海 抜	6m	5.2m	5.8m
最大震度	6強(震源:吉岡・鹿野断層)		
液 状 化 策 対	液状化対策は不可避	(現本庁舎敷地) 液状化対策が一般的に必要 (駐車場敷地) 液状化対策は不可避	液状化対策は不可避
津 波	なし		
洪 水	(国道53号線側)50cm~1m (千代川側)1m~2m	1m~2m	~50cm
高 潮	なし		
土砂災害	なし		

12

「敷地の特性」

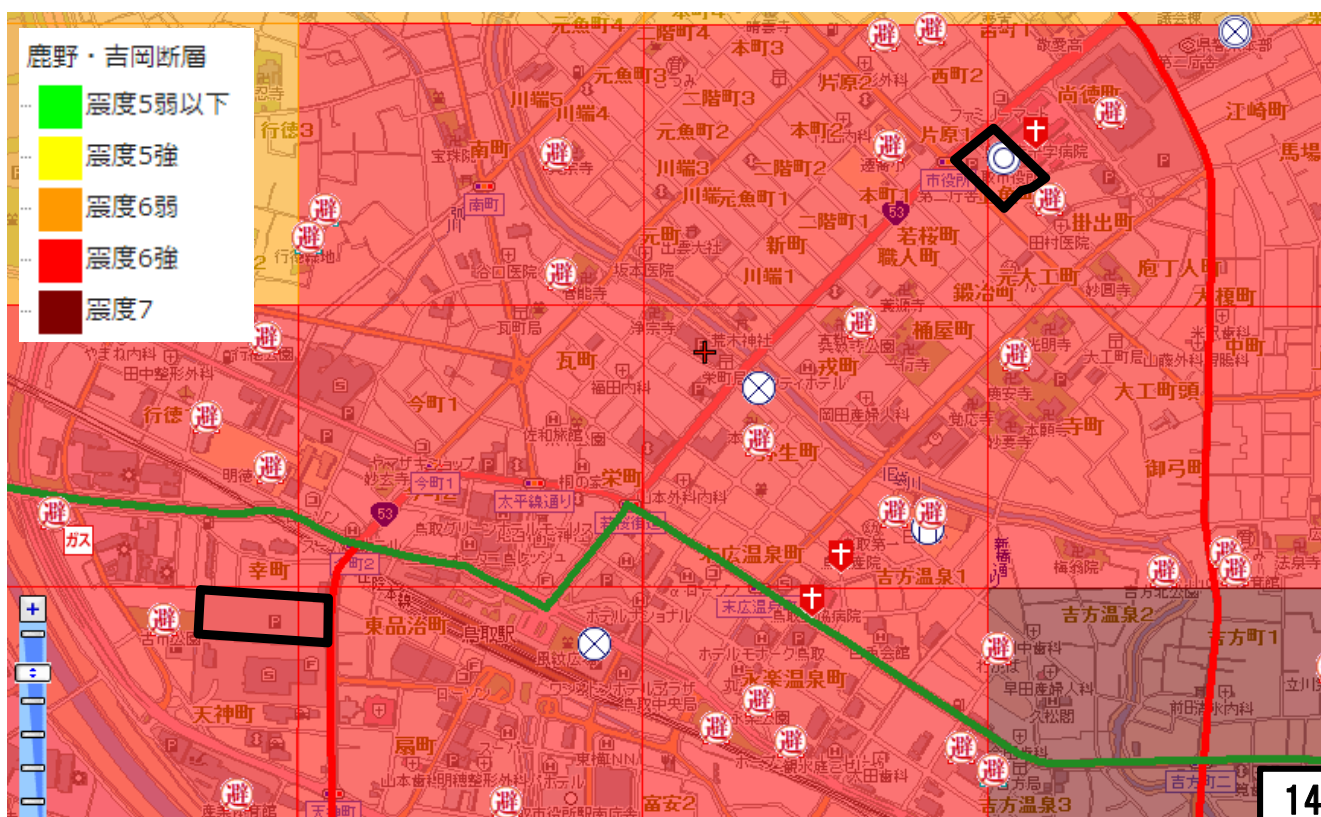
位置図



13

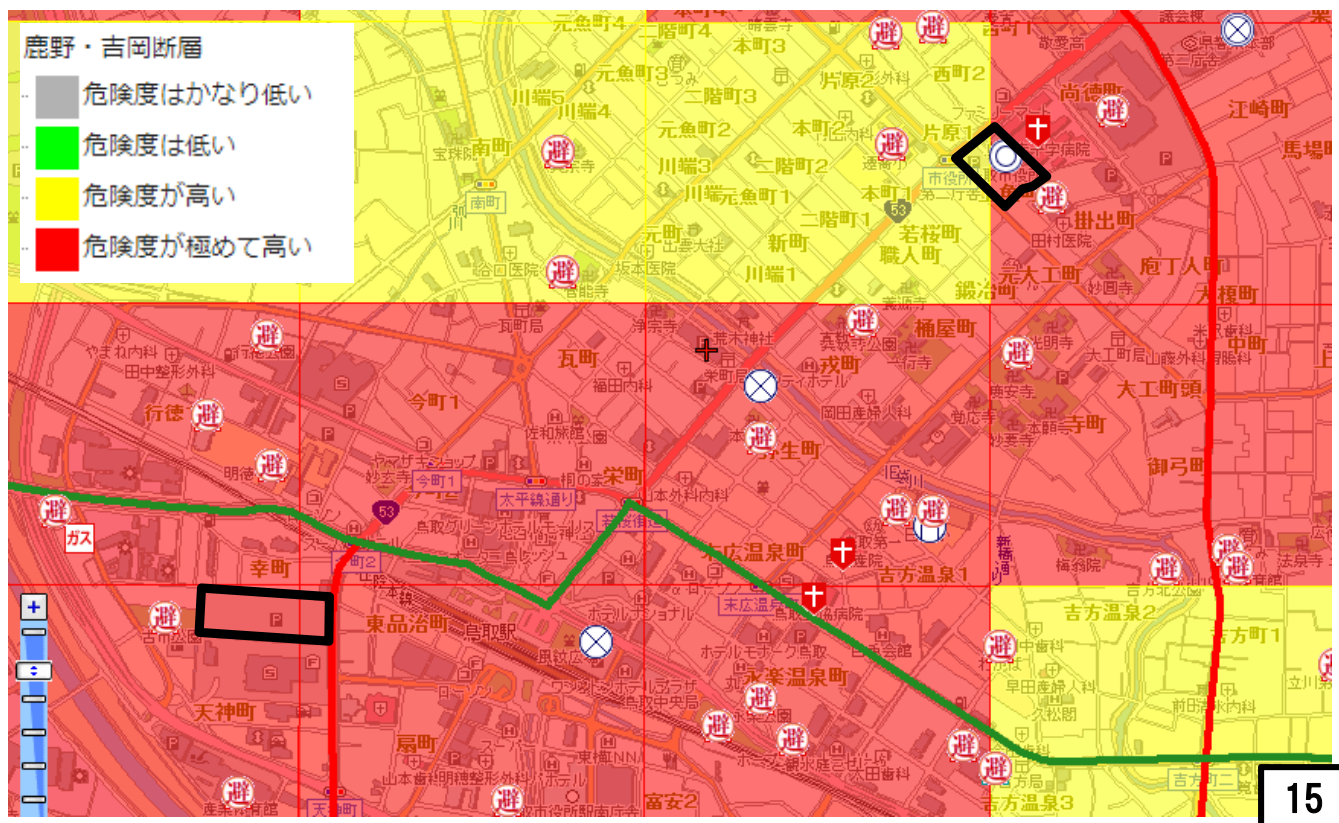
「敷地の特性」

鳥取県防災マップ（最大震度）

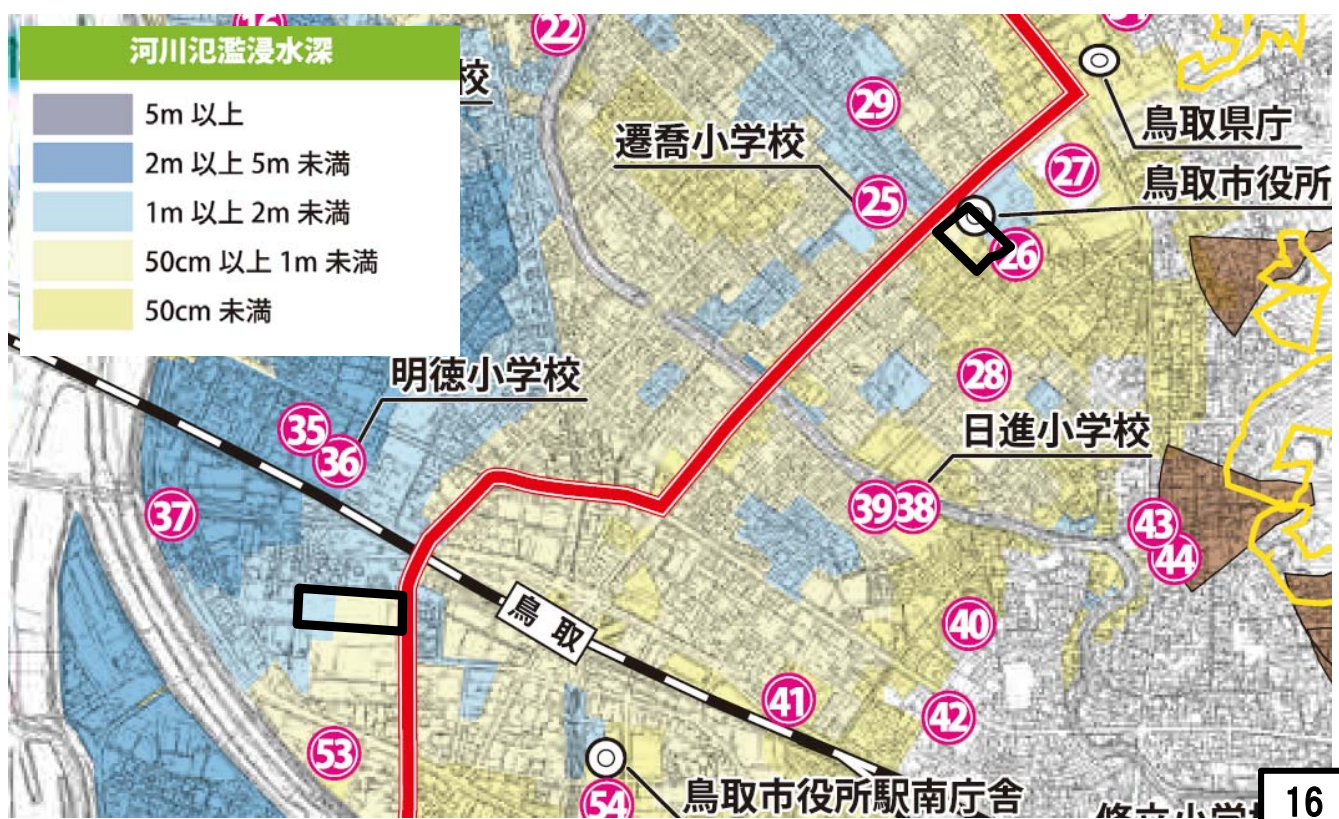


14

鳥取県防災マップ（液状化のおそれ）



鳥取市総合防災マップ（浸水想定）



Ⅲ 防災機能強化の比較検討

防災拠点として求められる機能のうち、建物に関する機能は、新庁舎を建設することで確保することができます。

そのため、以下を特に考慮すべき視点とし、比較検討を行います。

①敷地利用の可能性

②敷地周辺環境

17

「防災機能強化の比較検討」

防災拠点としての市庁舎に求められる機能

(災害に強い建物構造、防災通信情報システムの充実、ライフラインの確保など)

区分	内容
業務継続のための 庁舎機能の確保	● 耐震安全性の確保(構造体(Ⅰ類)、建築非構造部材(A類)、建築設備(甲類)、地盤に対応した基礎工法、液状化を踏まえたライフラインに対する対策を検討) ● 基幹設備機能の確保(電力、通信・情報、給水、排水、空調、エレベーター等) ● 活動支援空間における機能確保 ● 火災被害、浸水被害の防止
情報発信機能	● 全国瞬時警報システム(J-ALERT:地域衛星通信ネットワーク)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net:緊急情報双方向通信システム)、鳥取県・鳥取市防災行政無線 ● 庁舎間や総合支所、関係機関を結ぶ防災情報システムの強化 ● 迅速な情報発信を可能にするシステムの整備 ● 安全性の確保 ● 災害時の復旧、保守体制の整備 ● 住民基本台帳等の行政情報、基幹系システム機能の保全
緊急物資集積機能	● 備蓄倉庫と十分な備蓄物資の確保(応急食料、生活物資、医薬品等) ● 緊急物資搬出入の容易性(現本庁舎敷地では1階への設置は困難)
多目的スペース	● 一時避難、救援活動、被災者相談窓口、ボランティアセンター ● 救援物資受け入れ拠点(現本庁舎敷地では1階への設置は困難)
消防、救急、他の 防災拠点との連携	● 他の災害対策拠点との連携と受け入れスペースの確保 ● 緊急車両対応スペースの確保(現本庁舎敷地では広さの制約あり) ● 各総合支所や駅南庁舎との連携

⇒ 新築する場合はいずれも対応可能

18

①敷地利用の可能性

区分	旧市立病院跡地に新築	現在の本庁舎駐車場に新築
敷地面積	- 敷地面積が(13,877㎡)広い ため他の災害対策拠点との連 携と受け入れスペースの確保 が容易に可能。 - 隣接する公園(約3,800㎡)を 防災上のオープンスペースと して有効利用することが可能。 - 大型車両や特殊車両など緊急 車両の対応スペースの確保が 敷地内で可能。	- 敷地面積が(7,969㎡)と広く ないため、他の災害拠点との連 携と受け入れスペースを同一 敷地内で確保することが不可 能。 - 大型車両や特殊車両など緊急 車両の対応スペースの確保に 配慮が必要。
建築面積	建築面積が広くでき、1階に多 目的スペースなど配置するこ とが可能。	建築面積に限りがあり、また建 物の1階は駐車場として利用す るため、1階に多目的スペース などを配置することが不可能。

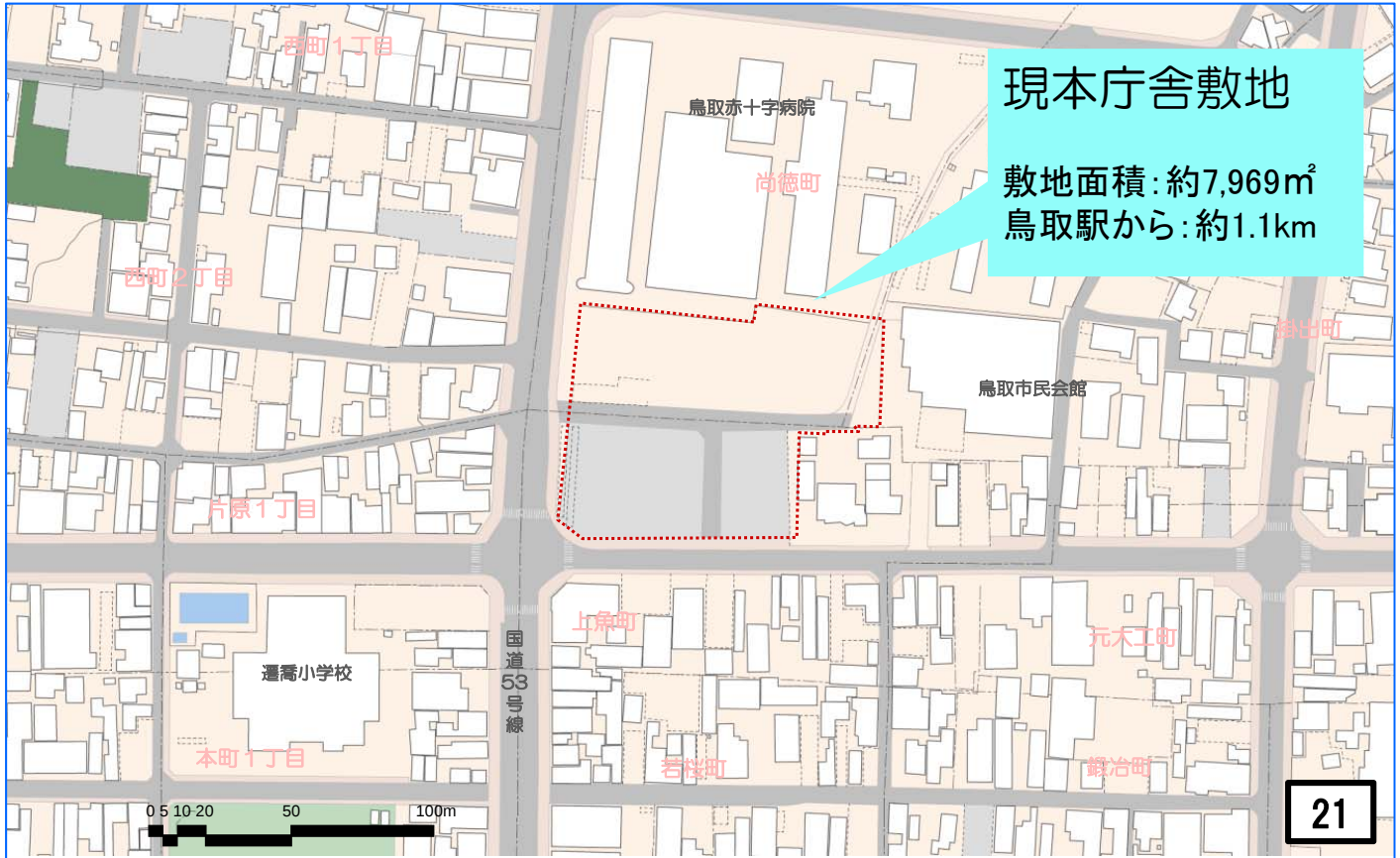
19

旧市立病院跡地（区域）

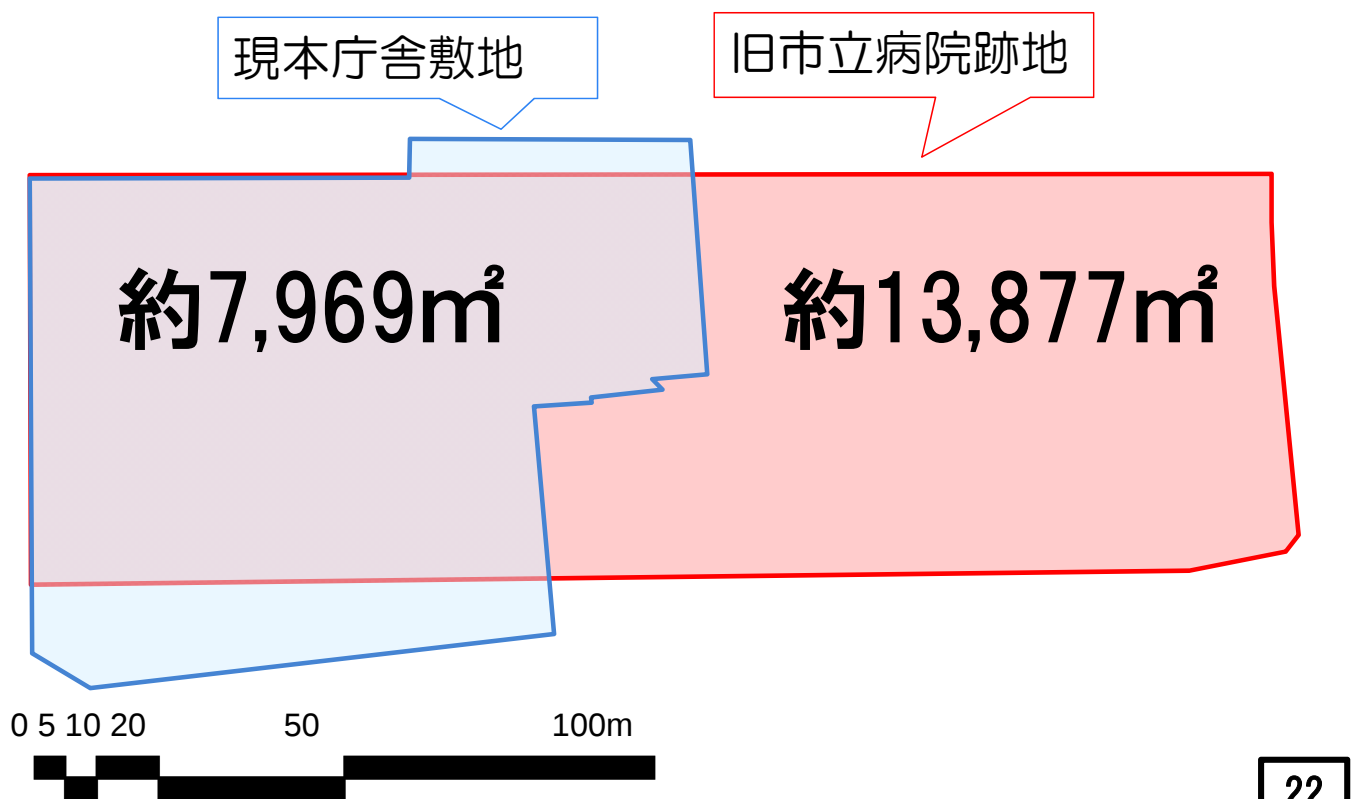


20

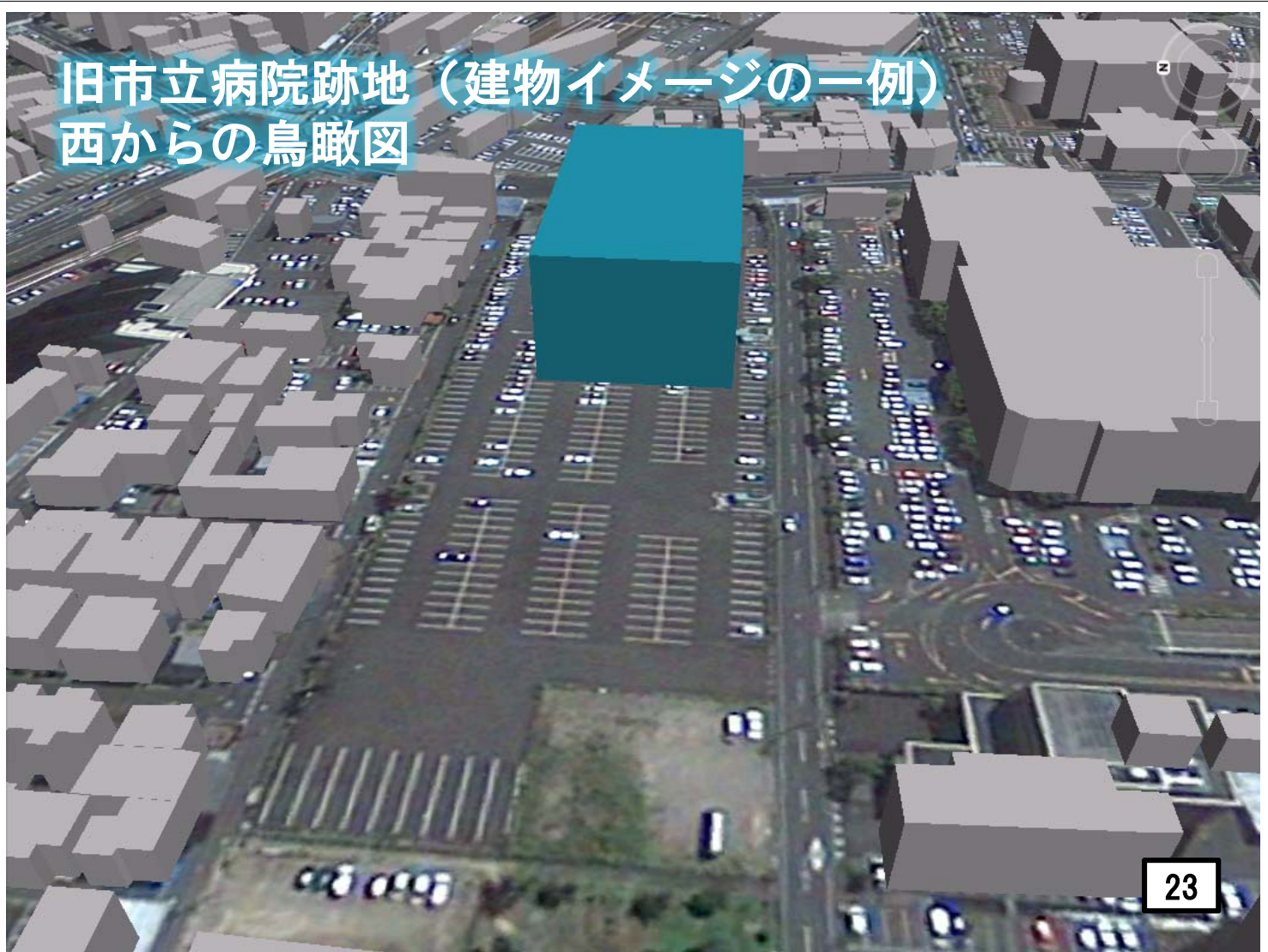
現本庁舎敷地（区域）



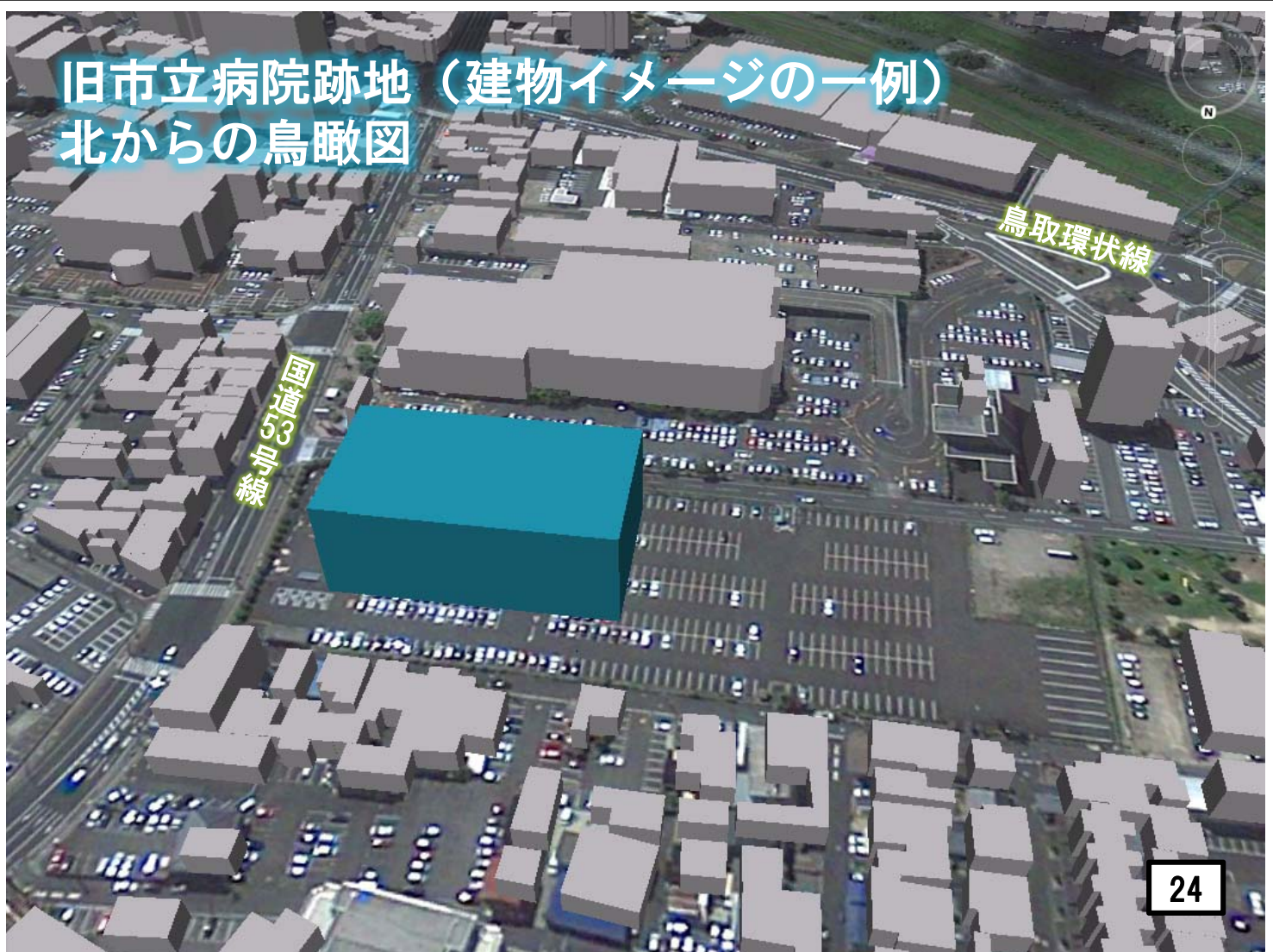
敷地の広さ比較



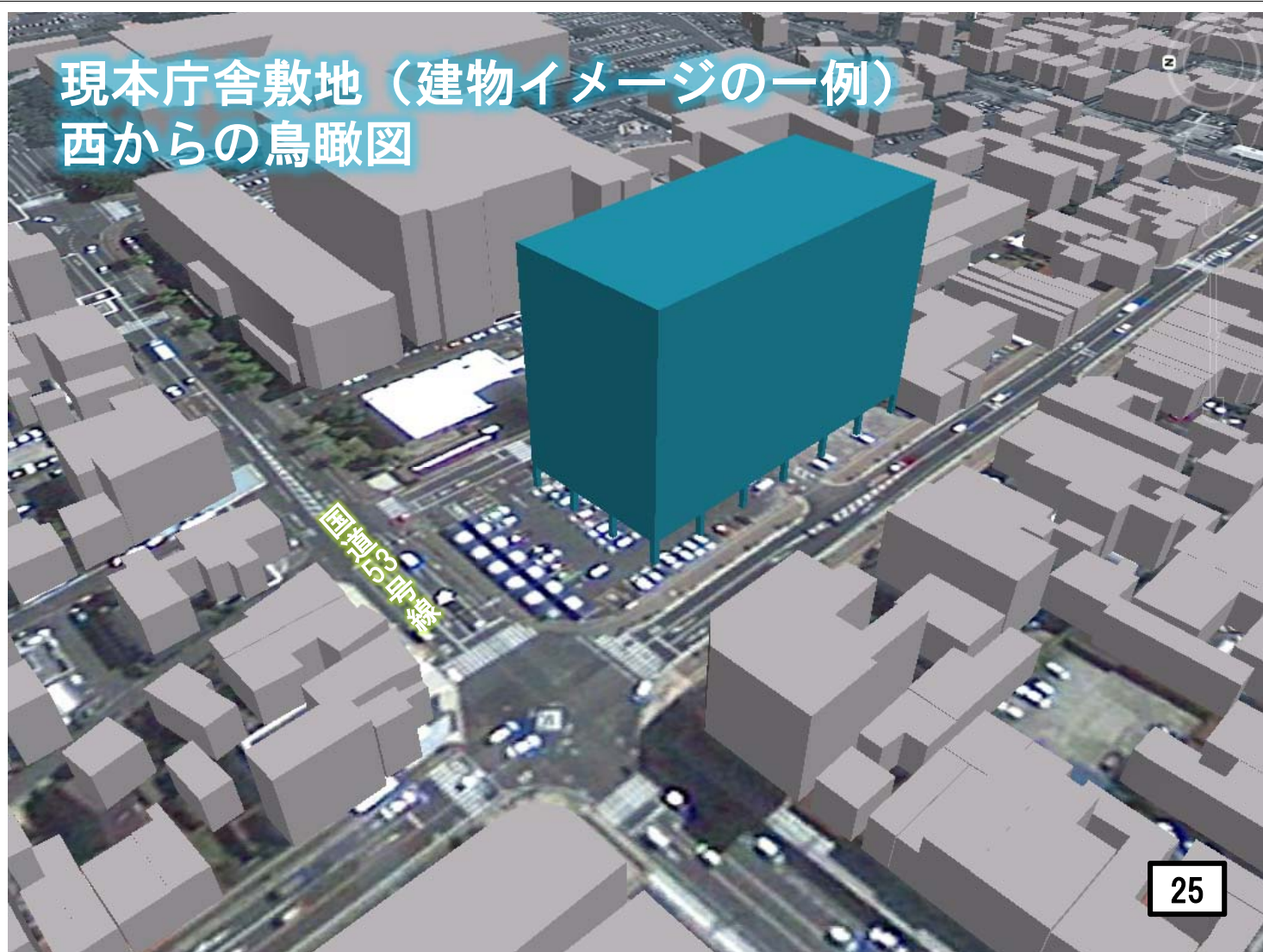
旧市立病院跡地（建物イメージの一例）
西からの鳥瞰図



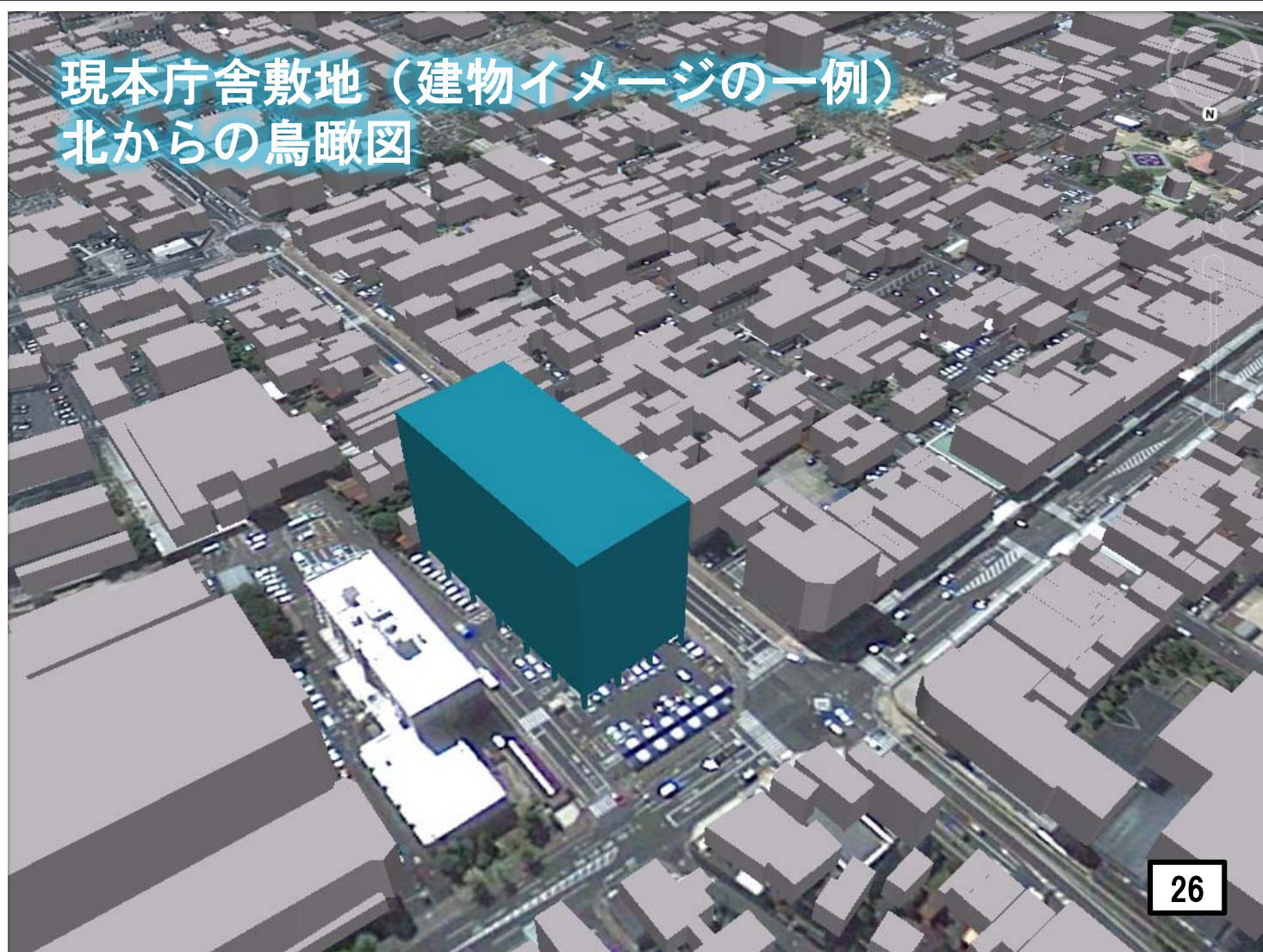
旧市立病院跡地（建物イメージの一例）
北からの鳥瞰図



現本庁舎敷地（建物イメージの一例）
西からの鳥瞰図



現本庁舎敷地（建物イメージの一例）
北からの鳥瞰図



②敷地周辺環境

区分	旧市立病院跡地に新築	現在の本庁舎駐車場に新築
道路	● 第1次緊急輸送道路(国道53号線)に接しており、また鳥取環状道路や国体道路を経路として活用でき、多方面からの輸送が可能。 ● JR鳥取駅に近く、鉄道による支援体制が可能。	● 第1次緊急輸送道路(国道53号線)に接しており、輸送が可能。 ● 緊急時の動線確保が限定され、かつ中心市街地を経由しなければならない。
他の庁舎	● 代替の防災拠点である駅南庁舎に隣接しており、連携が容易。	● 代替の防災拠点である駅南庁舎と離れており、連携に支障がある。
周辺施設	● 県産業体育館、市民体育館、明德小学校、イオン鳥取店が近隣にあり、避難や災害救助の連携が図れる。	● 鳥取赤十字病院、市民会館、県民文化会館、遷喬小学校が近隣にあり避難や災害救助の連携が図れる。

27

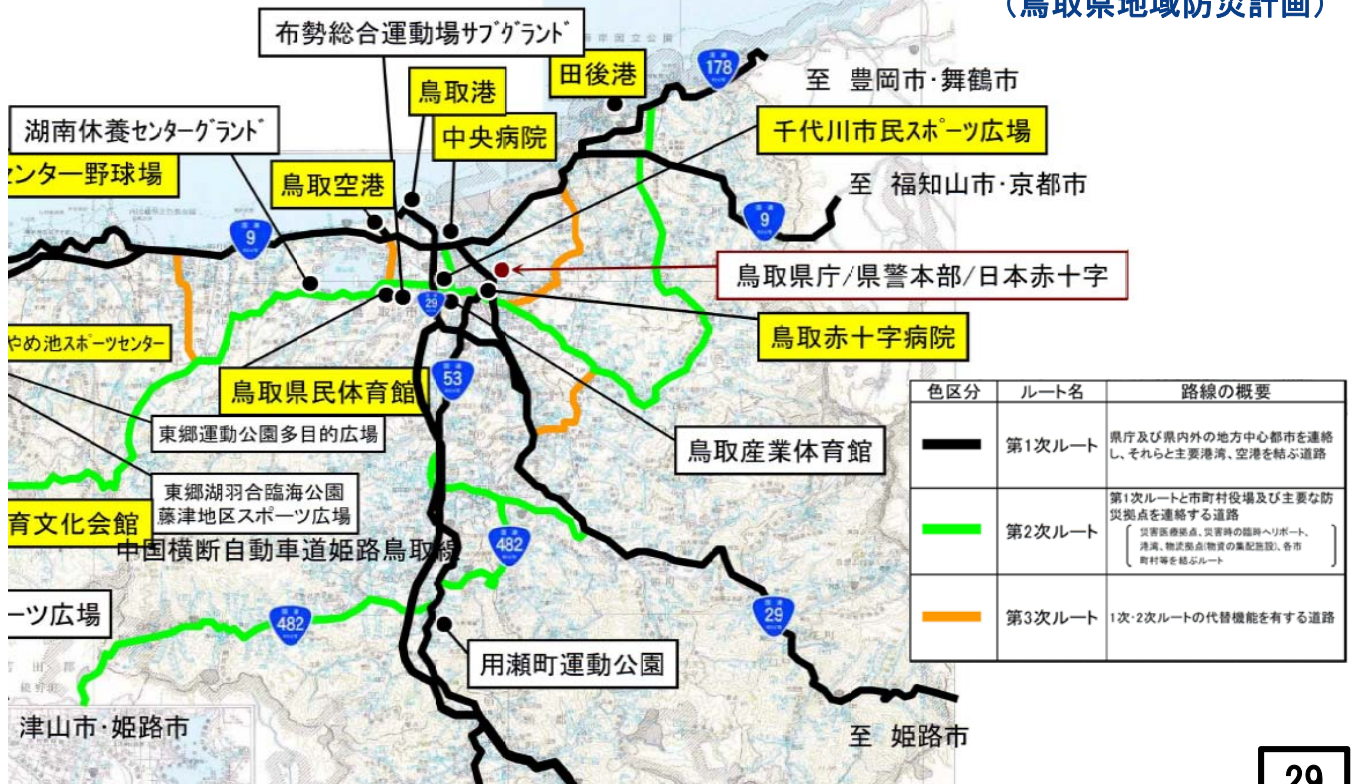
近接道路、施設の比較

区分	旧市立病院跡地	現本庁舎敷地
近接道路	● 国道53号線 ● 鳥取環状道路 ● 国体道路	● 国道53号線
近隣施設	● 鳥取駅 ● 産業体育館 ● 明德小学校 ● イオン鳥取店 ● 幸町棒鼻公園	● 鳥取赤十字病院 ● 市民会館 ● 県民文化会館 ● 遷喬小学校 ● 教育センター
周辺防災拠点施設	● 駅南庁舎 ● 東部消防局 ● 美保公園(市民体育館)	● 鳥取県庁 ● 鳥取県警察本部

28

地震発生時に通行を確保すべき道路位置図

(鳥取県地域防災計画)



29

(参考) 工期

- 平成27年度から事業を開始した場合のスケジュール(設計・工事などに必要な期間)
- 整備案①が「旧市立病院跡地への新築」、整備案③が現在の本庁舎駐車場への新築、整備案②④は現本庁舎を耐震改修する案
- 合併特例債の活用期限は、平成31年度末まで

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
整備案①						
整備案②						
整備案③						
整備案④						

- 整備案①がもっとも早く完了

30

「市民サービス機能の強化」 に関する比較検討資料

平成26年6月5日

市庁舎整備に関する調査特別委員会

目次

I 市民サービス機能の強化

〔鳥取市庁舎整備全体構想(素案) 5つの方針〕

II 来庁者にとっての利便性の比較検討

I 市民サービス機能の強化



市民が最も利用する身近な市民サービスは、建物の分散化、バリアフリーや駐車場の不足など様々な課題を抱えています。現在の庁舎でこれらの課題をすべて解決することは面積や設備要件などから困難です。これらの改善は、市民の利便性を最優先に新たな施設の整備で実現します。

また、市民サービス機能は十分な防災性能を備えた施設に配置する必要がある、大規模災害時には安否確認、避難者確認などで行政情報（住民基本台帳など）の活用が必要となることから、災害対策本部が設置される新たな施設と一体となる形で配置します。

1

「市民サービス機能の強化」：市庁舎整備全体構想（素案） 5つの方針

市民サービス機能の現状と課題

① 庁舎間移動、庁舎内移動が発生しています

- ・本庁舎と駅南庁舎から各庁舎への案内件数は年間約4,500件(H23・H24平均)
- ・複数の窓口(庁舎)で手続きが必要なものがあり、時間がかかる

② 設備面で利用者への配慮が不足しています

- ・床面積の不足に伴う受付相談のスペース不足、バリアフリー化の不備

③ 本庁舎・駅南庁舎とも駐車場が不足しています

- ・本庁舎は、開庁日の6割が満車状態であり、市民会館などの利用にも影響がある
- ・駅南庁舎は、確定申告時やさざんか会館での健康診断、集会時などに満車になる

④ 夜間・休日窓口の対応業務が限られています

- ・夜間及び休日の窓口対応は市民課証明コーナーによる住民異動、印鑑登録、証明発行のみ

⑤ 非常時における窓口業務の継続に支障をきたします

- ・設備などが災害に対して脆弱であり、非常時に窓口業務が機能しなくなる恐れがある

▶ 現在の庁舎においてこれらの課題を解決することは、面積や設備要件などから困難

2

窓口関係部署と主な手続き

駅南庁舎	市民課、市民税課、固定資産税課、徴収課、市民総合相談センター、高齢社会課、障がい福祉課、生活福祉課、保険年金課、児童家庭課、出納窓口
本庁舎 第二庁舎	市民課証明コーナー、市民総合相談課、建築住宅課、生活環境課、出納室、学校教育課
さざんか 会館	保険医療福祉連携課、中央保健センター（こども発達・家庭支援センター含む）
環境下水 道部庁舎	下水道経営課

部署	手続きの種類	件数
市民課	住民異動	17,980
	印鑑登録	5,262
	住基カード	684
保険年金課	国民健康保険	15,961
	国民年金	10,666
	特別医療	2,723
	後期高齢者医療	3,055
高齢社会課	介護保険	1,600
児童家庭課	児童手当	1,918
	児童扶養手当	485
	保育園入退所	4,333
障がい福祉課	障害者手当	239
	障害者手帳	1,099
	自立支援医療	121
生活福祉課	生活保護	410
市民税課	市県民税等	2,340
中央保健センター	予防接種	269
水道局 (下水道経営課)	水道・下水道手続	7,866
学校教育課	転校(駅南)	230
	転校(教委)	94
建築住宅課	市営住宅	740
生活環境課	飼犬登録	1,493

79,568件(平成24年度)
※証明発行は除く

3

庁舎間移動の現状

年間延べ約4,500人以上

※鳥取市に転入される方にとって、特にわかりづらい状況となっている。

区分	件数
本庁舎⇒駅南庁舎	約2,000件
本庁舎⇒第2庁舎	約1,000件
本庁舎⇒他の庁舎	約200件
駅南庁舎⇒他の庁舎	約1,300件



- 本庁舎の建設当時(昭和39年)は、庁舎は1つでしたが、不足する事務スペースを他の建物で補ってきたことで、本庁機能が7つの建物に分散。(平成25年度時点)
- 市町村合併直後の平成17年は年間約6,300件であり、さまざまな広報などの取り組みにより現在の数値まで減らすことができましたが、抜本的な改善のためには、庁舎機能をできるだけ集約するなど、効率的に配置することが必要。

4

駅南庁舎の現状

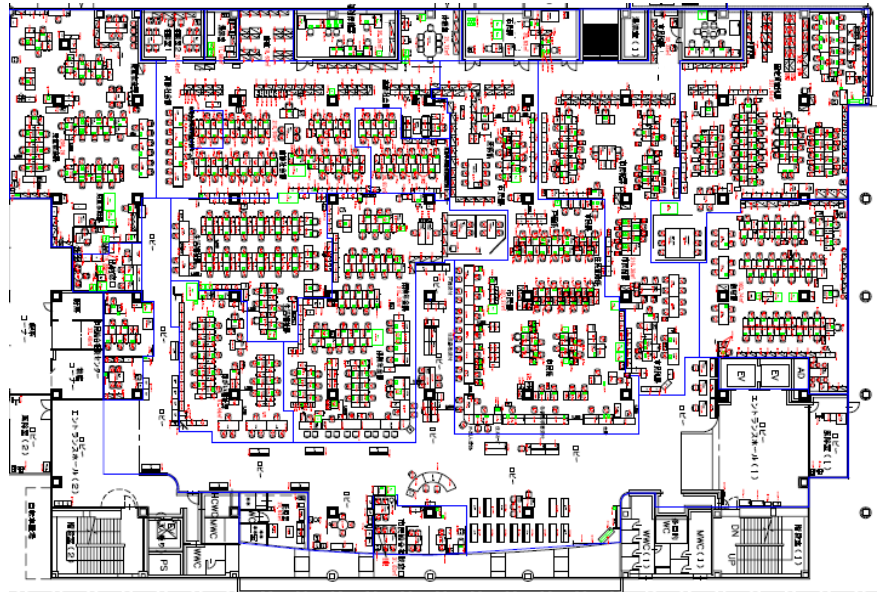
受付・相談スペース



通路



レイアウト図（平成24年度）



- 通路幅が十分確保できていない
- プライバシーに配慮した受付・相談スペースとなっていない など

▶ 面積要件で対応が困難

5

駐車場の現状

本庁舎 第2庁舎

151台
無料（開放、周辺施設利用可能）
※22:00～8:30出入り不可



駅南庁舎

204台
有料（30分100円）
※市役所利用者は3時間無料
※24:00～8:00出入り不可
※入居施設用50台分、許可車両用72台分は除く



本庁舎駐車場

本庁舎は、開庁日（土日、休日を除く）の6割で満車状態が生じている。

なお、本庁舎駐車場については、市役所利用者だけでなく市民会館や周辺施設利用者也利用しており、開庁日以外でも市民会館のイベント時などは満車状態となっている。

駅南庁舎駐車場

駅南庁舎の駐車場については、市役所の利用者だけでなく、鳥取市立中央図書館（駅南庁舎2階）などの利用者に活用されている。確定申告のある3月は特に利用者が多く、満車状態が生じている。隣接するさざんか会館での健康診断時、集会・フォーラム等の開催時においても、満車状態が生じている。

6

市民サービス機能のめざす姿

基本コンセプト

『親切でわかりやすい』

『誰もがいつでも利用できる』

『早くて正確』

市民がもっとも利用する、市民サービス機能の強化のため、市民の利便性を最優先に、以下を実現します。

- ①総合窓口の導入と窓口部署の集約化
- ②誰もがいつでも安心して利用
- ③来庁者の交通アクセスの向上
- ④その他、市民サービス向上の検討

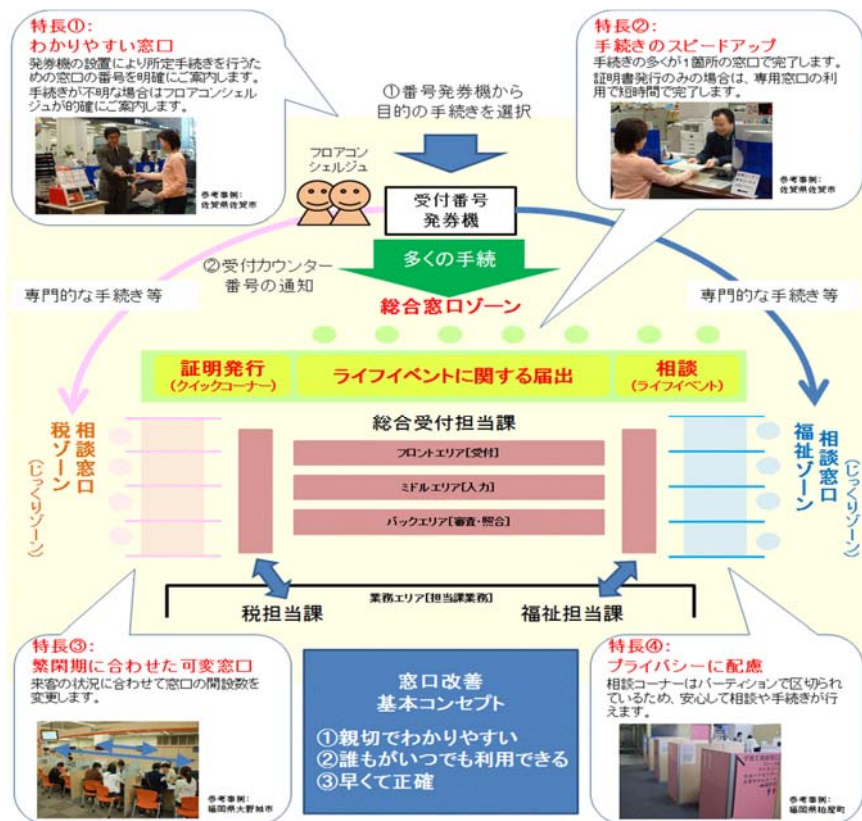
①総合窓口の導入と窓口部署の集約化

- ✓引越し、結婚、出産、死亡等のライフイベントの手続きを一箇所で行う「総合窓口」を設置
- ✓総合窓口内に証明発行を一括して行う「証明発行窓口」を設置
- ✓税分野、福祉分野については、それぞれ一箇所でスムーズに相談できる「相談窓口」を併設
- ✓上記総合窓口関係の業務に集約しない手続きについても、可能な限りひとつの庁舎で対応可能にすることにより、市民の庁舎間移動を軽減

▶ 窓口の配置イメージは…

「市民サービス機能の強化」:市庁舎整備全体構想(素案) 5つの方針

めざす総合窓口のイメージ図



市民サービス機能の向上のため集約する窓口業務

業務名

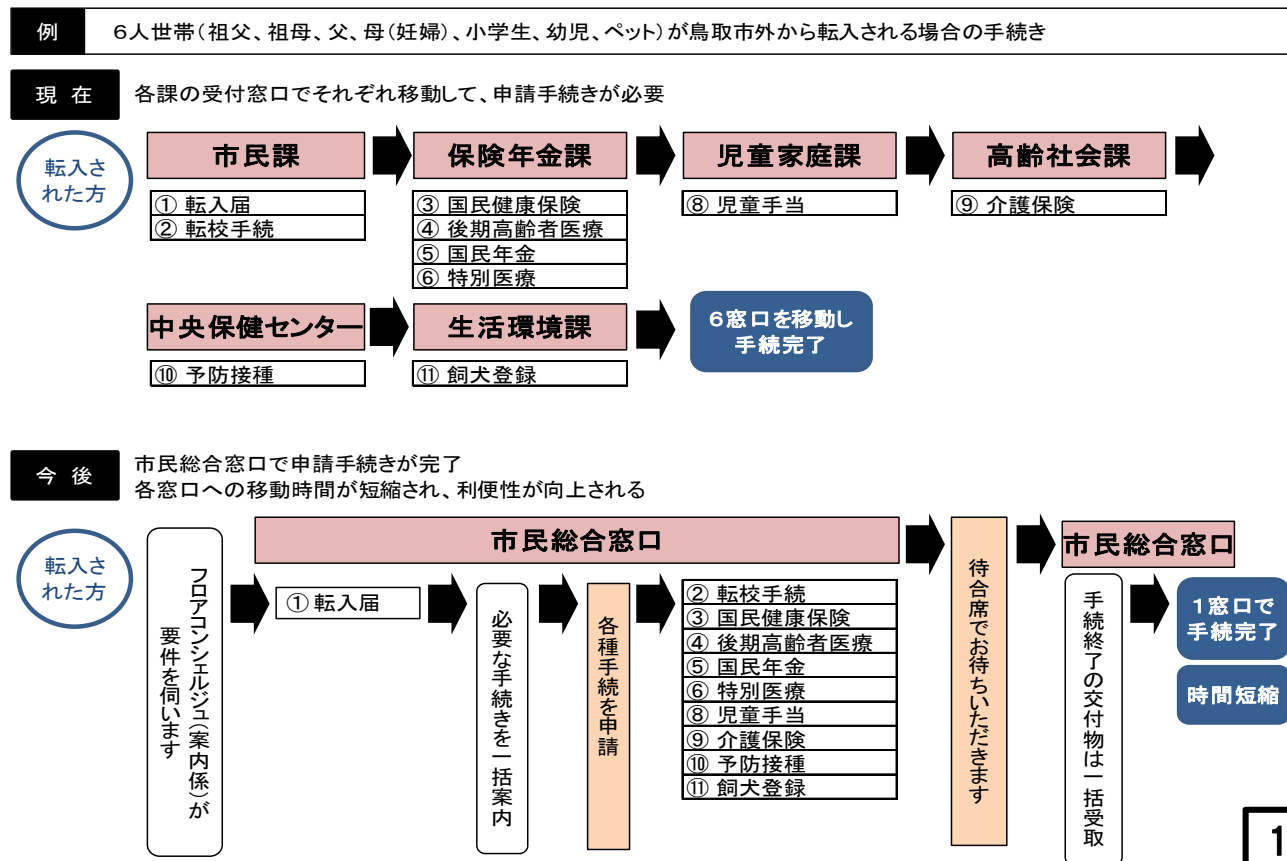
住民登録、印鑑、戸籍、国民健康保険、後期高齢者医療、特別医療、国民年金、税、障がい福祉、生活福祉、介護保険、母子転入手続、健診申込み、ごみ、犬、市営住宅、市民相談、消費相談、出納 など

※ 集約する窓口業務は、今後具体化を進めるに当たり変動する場合があります。

9

「市民サービス機能の強化」:市庁舎整備全体構想(素案) 5つの方針

手続簡略化のイメージ図 (案)



10

②誰もがいつでも安心して利用

- ✓フロアコンシェルジュ、自動発券機導入により入口から窓口までを明確化
- ✓プライバシー配慮が充実した受付カウンター及び相談スペースの確保
- ✓ユニバーサルデザイン導入によるバリアフリー化の徹底
- ✓来庁者の様々なニーズへの対応の充実(手話、外国語対応、託児機能など)
- ✓災害に備え、自家発電(72時間運転)の確保などにより、非常時でも窓口業務を継続

③来庁者の交通アクセスの向上

- ✓鉄道、バスなどの公共交通機関の結節点である鳥取駅周辺に窓口業務を集約
- ✓利用者用駐車場を十分に確保
- ✓ハートフル駐車場、バス停、タクシー乗降場の整備

④その他、市民サービス向上の検討

- ✓福祉総合窓口の導入、休日等の窓口業務のあり方、書類や手続きの簡略化 など
- ✓窓口業務以外のサービス向上策(コールセンター、証明書等のコンビニ交付) など

Ⅱ 来庁者にとっての 利便性の比較検討

市民サービスの拠点として求められる機能のうち、受付相談を含む窓口スペースの確保、バリアフリー化など建物に関する機能は、必要面積を備えた新庁舎を建設することで確保することができます。

そのため、以下を特に考慮すべき視点とし、比較検討を行います。

①敷地利用の可能性

②アクセス

13

「来庁者にとっての利便性の比較検討」

①敷地利用の可能性

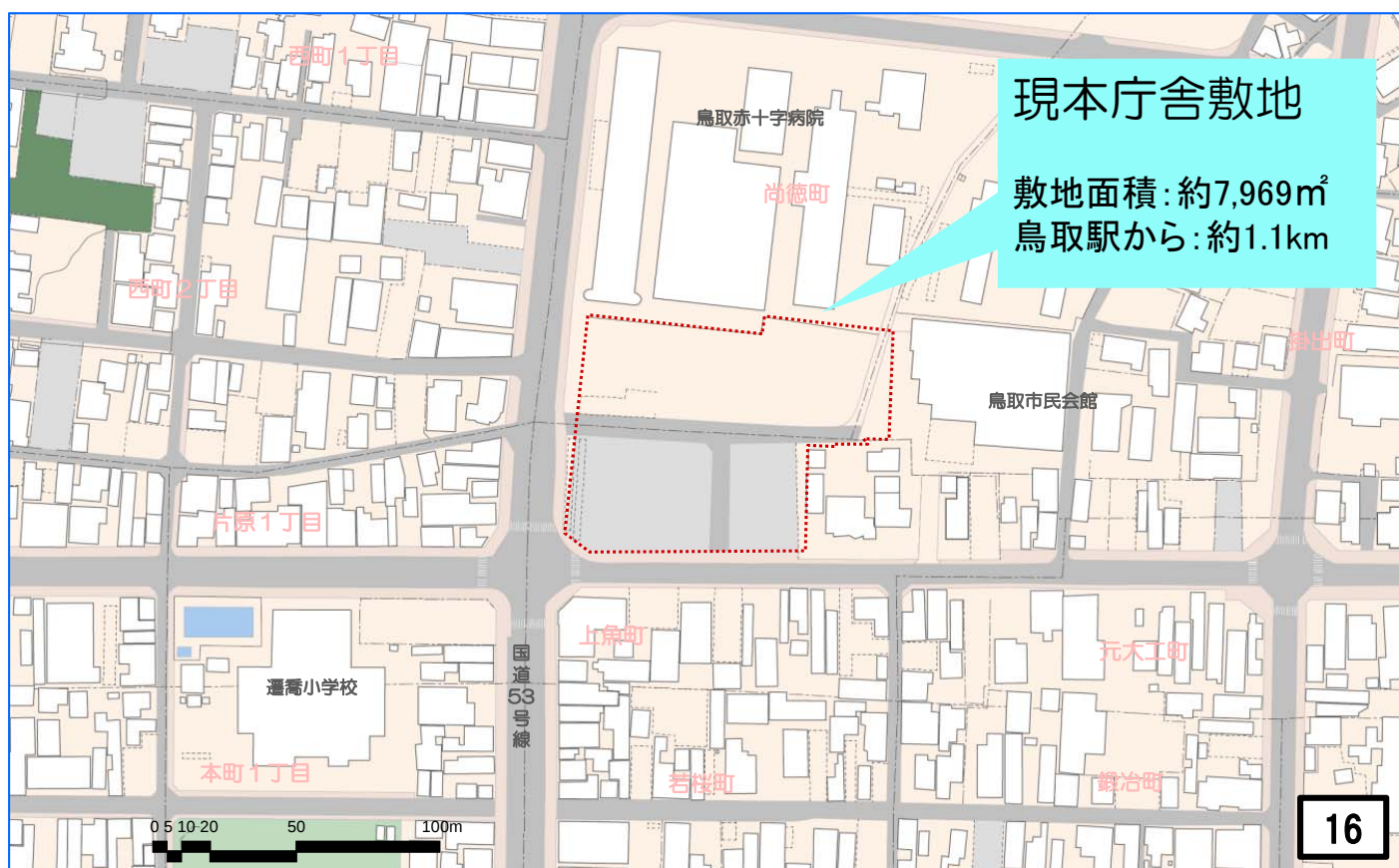
区分	旧市立病院跡地に新築	現在の本庁舎駐車場に新築
敷地面積	- 敷地面積が(13, 877㎡)と広いいため、市民利用の駐車場は平面で確保することが可能。 - 庁舎と駐車場を計画的に配置することができ、安全な動線分離が可能。	- 敷地面積が(7, 969㎡)と広がらないが、建物の1階部分を駐車場とすることで、市民利用の駐車場は平面で確保することが可能。 - 市民会館利用者も考慮した、安全な車・歩行者動線に配慮が必要。
建築面積	建築面積が広くでき、1フロアに多くの機能を配置可能。	- 建築面積に限りがあり、窓口業務を複数階に渡って配置する必要がある。 1階は駐車場となるため、フロア間移動が必要となる。

14

旧市立病院跡地（区域）



現本庁舎敷地（区域）



敷地の広さ比較

現本庁舎敷地

旧市立病院跡地

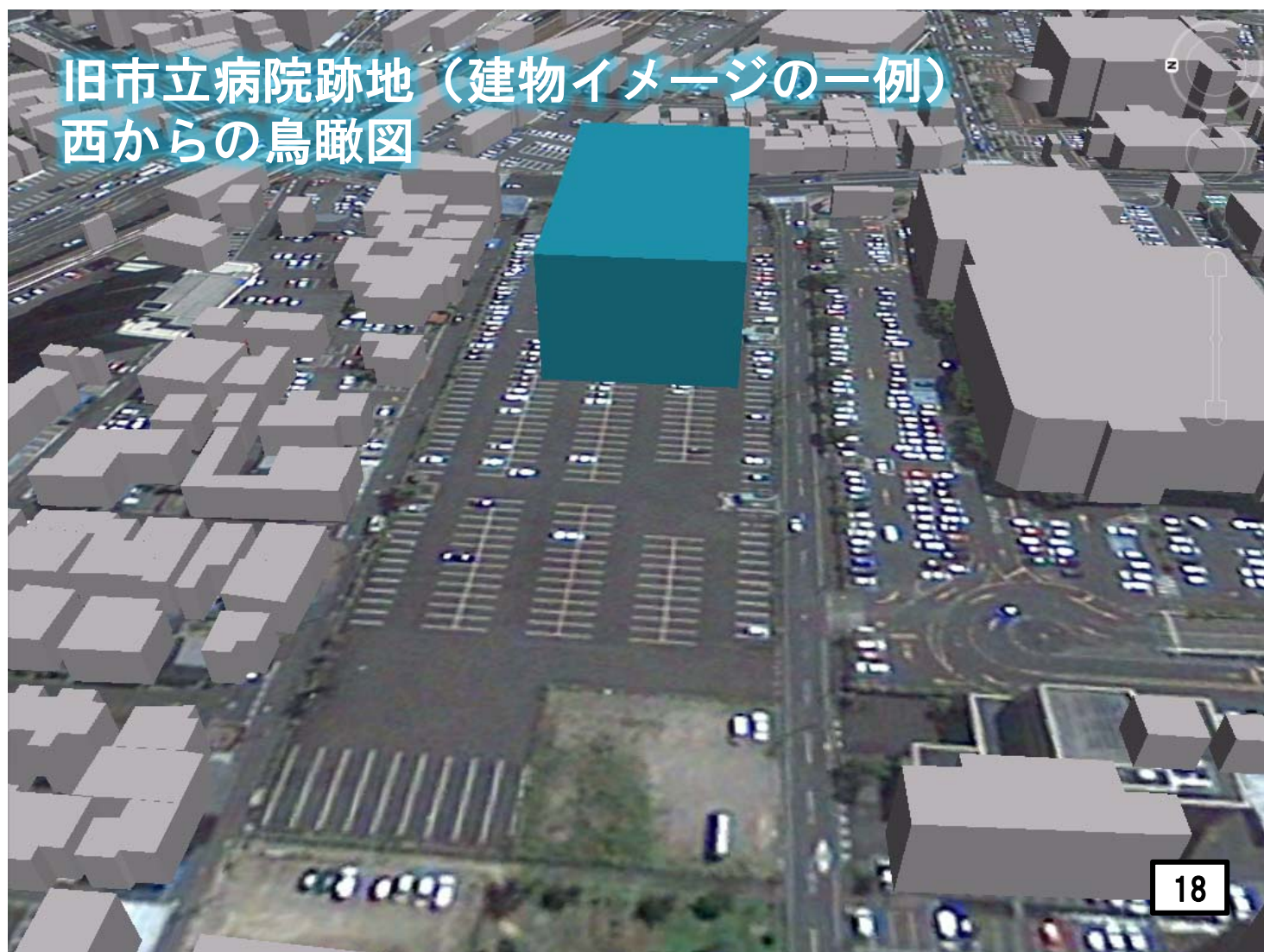
約7,969m²

約13,877m²

0 5 10 20 50 100m

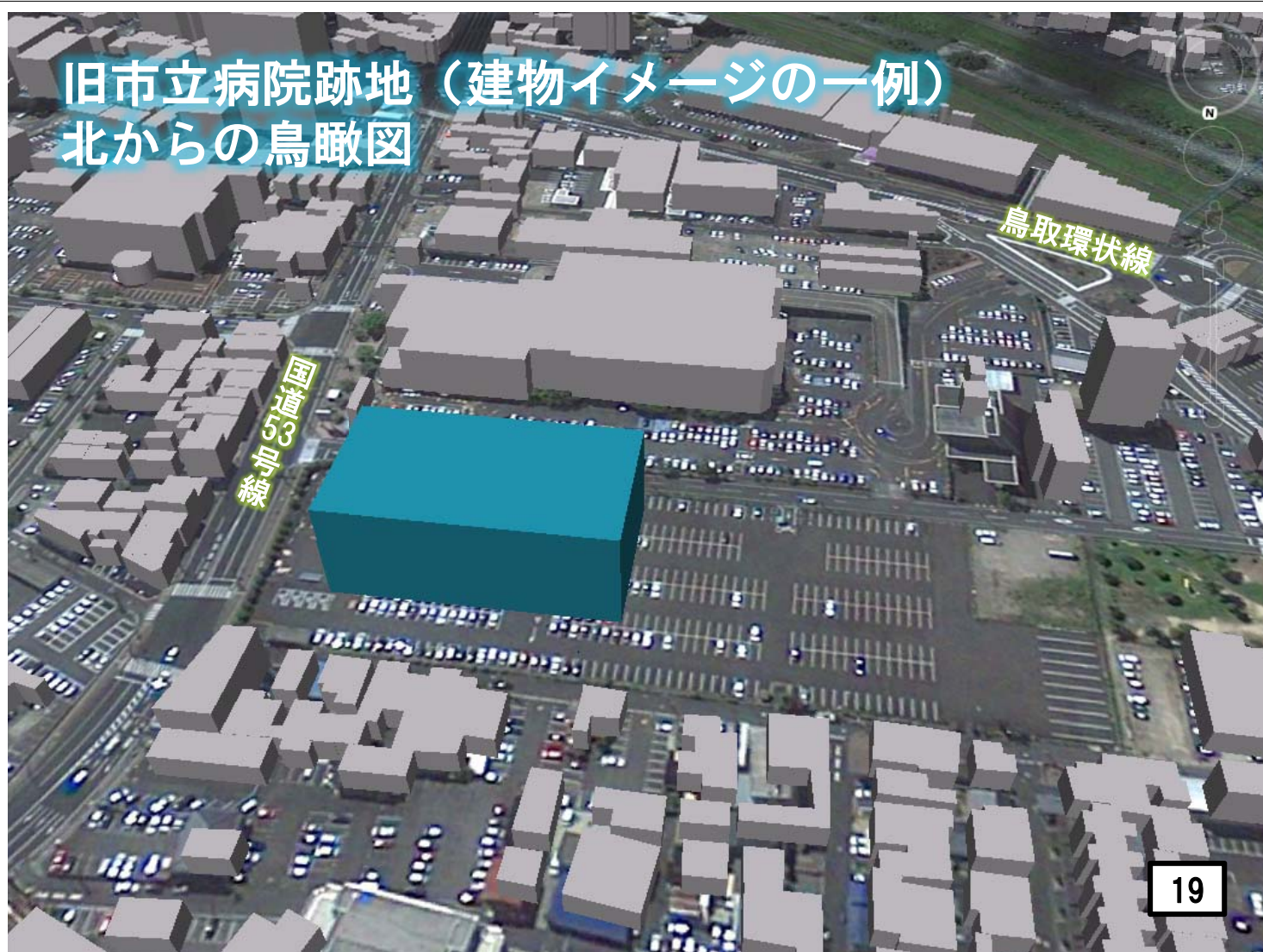
17

旧市立病院跡地（建物イメージの一例）
西からの鳥瞰図

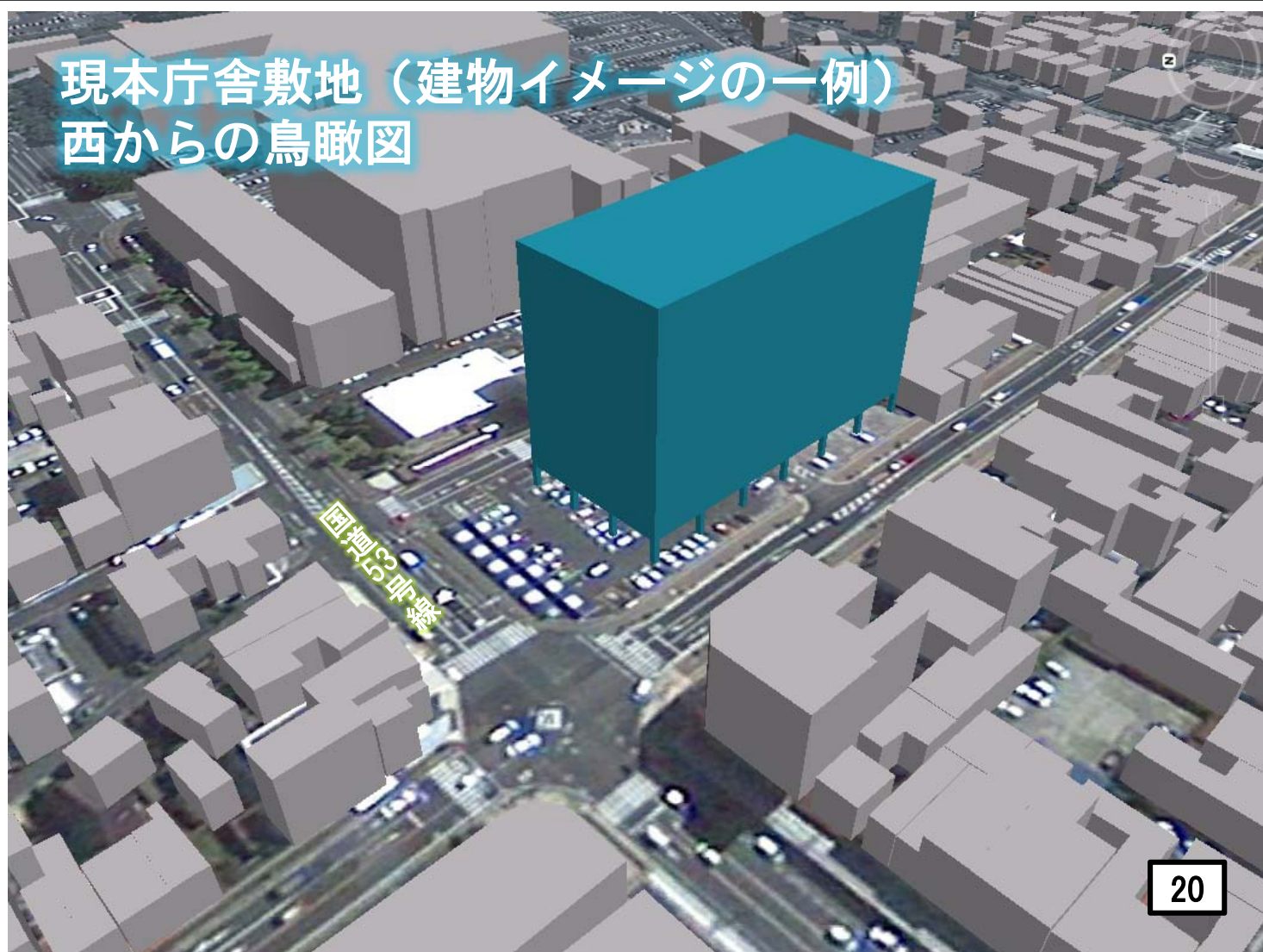


18

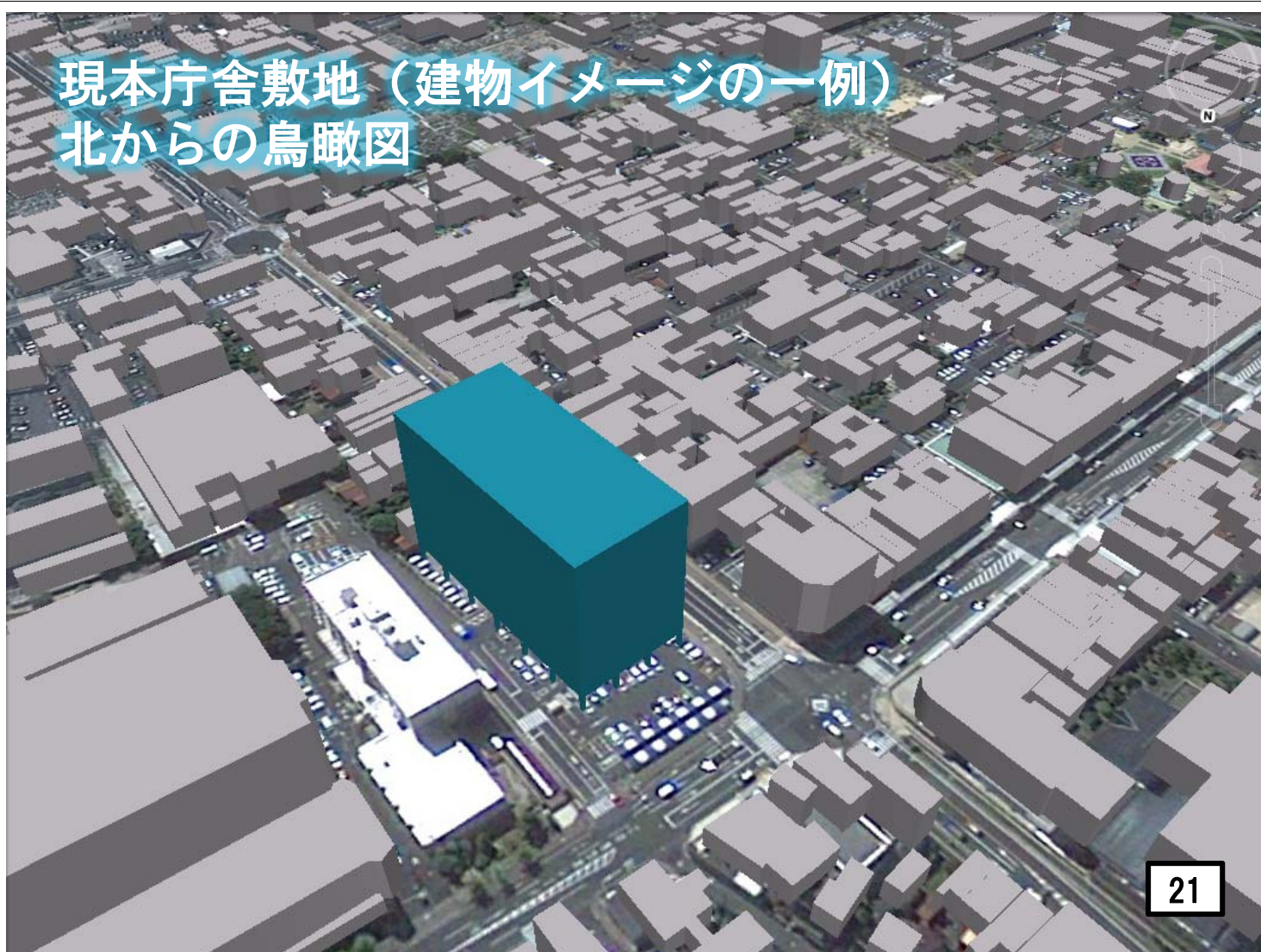
旧市立病院跡地（建物イメージの一例）
北からの鳥瞰図



現本庁舎敷地（建物イメージの一例）
西からの鳥瞰図



現本庁舎敷地（建物イメージの一例） 北からの鳥瞰図



21

「来庁者にとっての利便性の比較検討」

②アクセス

区分	旧市立病院跡地に新築	現在の本庁舎駐車場に新築
アクセス	多くの市民にとって利便性の高い鳥取駅周辺に立地する旧市立病院跡地、駅南庁舎に本庁機能を集約することでアクセスが向上する。	庁舎の位置に大きな変更は無く、アクセスは現状どおり。ただし、窓口業務を現本庁舎敷地に配置する必要があるため、駅南庁舎と比較し、多くの市民の利便性が低下する。
位置関係	【鳥取駅からの距離】 新庁舎 約0.3km 駅南庁舎 約0.3km 【主な庁舎間距離】 新庁舎－駅南庁舎 約0.6km	【鳥取駅からの距離】 新庁舎 約1.1km 駅南庁舎 約0.3km 【主な庁舎間距離】 新庁舎－駅南庁舎 約1.4km

22

「来庁者にとっての利便性の比較検討」

